

一、相关新法令、新政策

● 作业场所职业危害申报管理办法

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】国家安全生产监督管理总局令第 27 号

【发布日期】2009-09-08

【实施日期】2009-11-01

【提 示】根据该办法，中国境内存在或者产生职业危害（包括接触粉尘、毒物等有害因素而对身体健康所造成的各种损害）的生产经营单位，应当对本单位作业场所职业危害因素进行检测、评价，并向其所在地县级以上安全生产监督管理部门申报。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2009/0911/73019/content_73019.htm

● 关于开展国家商标战略实施示范城市（区）、示范企业工作的指导意见

【发布单位】国家工商行政管理总局商标局

【发布日期】2009-09

【提 示】根据该意见，符合一定条件（包括拥有自主注册商标、且被认定为驰名商标，在全国范围内或者本行业具有一定的代表性和产业特色，等等）的中国境内企业，可申请为国家商标战略实施示范企业。示范企业将享受一定的扶持政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=747&bm=sbyw>

● 关于部分家用和类似用途设备产品强制性认证执行新版标准有关要求的公告

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会

【发布文号】国家认证认可监督管理委员会 2009 年第 44 号公告

【发布日期】2009-09-14

【提 示】该公告涉及产品包括液体加热器、安全吸油烟机、微波炉等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/211001.shtml>

一、関連する新法令、新政策

● 作業場所職業危害申告管理弁法

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】国家安全生产监督管理总局令第 27 号

【公布日】2009-09-08

【施行日】2009-11-01

【コメント】本弁法によると、中国国内内の職業上の危険性又は有害性（粉塵、毒物等の有害な要素に接触することで身体にもたらされる各種の損害を含む）が存在し又は発生する生産経営企業は、同企業の作業場所の職業上の危険性又は有害性の要素について測定し、評価し、尚且つその所在地の県級以上の安全生产监督管理部門に申告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2009/0911/73019/content_73019.htm

● 国家商標戰略實施模範都市（區）、模範企業的作業を實施することについての指導意見

【発布機関】国家工商行政管理总局商标局

【公布日】2009-09

【コメント】本意見によると、一定の条件（自主登録商標を有し、馳名商標と認定され、全国範囲で又は本産業において一定の代表性又は産業特色を有することなどを含む）に適合する中国国内の企業は、国家商標戰略實施模範企業の申請を行うことができる。模範企業は一定の助成政策を受けられる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=747&bm=sbyw>

● 一部の家庭用及び類似用途設備製品の強制性認証執行新版規格の関係要求に関する公告

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会

【发布番号】国家认证认可监督管理委员会 2009 年第 44 号公告

【発布日】2009-09-14

【コメント】本公告に言及される商品には液体加熱器、レンジフードファン、電子レンジ等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。:

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwx/ggxx/211001.shtml>

● [关于促进文化与旅游结合发展的指导意见](#)

【发布单位】文化部、国家旅游局

【发布日期】2009-08-31

【提示】该意见指出，中国将鼓励社会资本以投资、参股、控股、并购等方式进入旅游演出市场，允许适度引进境外资本投资国内旅游演出市场。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/15/content_1418269.htm

● [文化と観光が融合した発展を促進することについての指導意見](#)

【発布機関】文化部、国家観光局

【公布日】2009-08-31

【コメント】本意見では、中国は、一般の資本が出資、資本参加、株式支配、合併等の方式で観光エンターテインメント市場に参入することを奨励し、国外の資本を適度に導入し国内観光エンターテインメント市場に出資することを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/15/content_1418269.htm

● [关于启动外商投资旅行社的设立申请工作的公告](#)

【发布单位】国家旅游局

【发布文号】国家旅游局公告 2009 年第 17 号

【发布日期】2009-08-25

【提示】根据该公告，从 2009 年 09 月 15 日起，国家旅游局正式受理外商投资旅行社的设立申请。外商投资旅行社的申请条件如下：

1. 有固定的经营场所；
2. 有必要的营业设施；
3. 注册资本为 30 万元。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cnta.gov.cn/html/2009-8/2009-8-28-10-27-04491.html>

● [外商投資旅行社の設立申請作業開始に関する公告](#)

【発布機関】国家観光局

【発布番号】国家観光局公告 2009 年第 17 号

【公布日】2009-08-25

【コメント】本公告によると、2009 年 9 月 15 日から、国家観光局は外商投資旅行社の設立申請を正式に受理する。外商投資旅行社の申請条件は次のとおりである。

- 1 特定の事業場所があること。
- 2 必要な営業施設があること。
- 3 登録資本金が 30 万元であること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cnta.gov.cn/html/2009-8/2009-8-28-10-27-04491.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [国家税务总局明确个人所得税等相关问题](#)

国家税务总局日前出台文件，对基层税务机关和企业提出的涉及企业所得税、个人所得税、增值税、消费税、营业税和印花税六大税种相关问题进行了明确，以解决因部分税收政策文件的可执行性不强，导致基层税务机关和企业产生不同的理解和争议的问题。

根据该文件，并结合国家税务总局网站的有关问答，以下项目应按照工资薪金所得项目计征个人

二、関連する新情報

● [国家稅務總局は個人所得稅等の關係事項を明確にした](#)

国家稅務總局は先頃、文書を公布し、末端稅務機關及び企業から上げられた企業所得稅、個人所得稅、増値稅、消費稅、營業稅及び印紙稅の 6 大稅目に関する關係事項を明確にし、一部の租稅政策文書の執行性が高くないために、末端稅務機關及び企業に異なった解釈と紛争が生じてしまうことを解決した。

本文書に基づき、尚且つ国家稅務總局ウェブサイトに係る回答とあわせ、次の科目は給与所得科目に基づ

所得税（注：与现行规定一致，此次是对现行规定的细化和完善）：

- 企业向员工发放的通讯补贴，扣除一定标准的公务费用。
公务费用扣除标准由当地政府制定，如当地政府未制定公务费用扣除标准，按通讯补贴全额的 20% 作为个人收入扣缴个人所得税。
- 企业为员工支付各项免税之外的保险金（包括补充医疗保险等）。
- 企业为员工计提年金时均摊到每月计算出的每月应得年金。
- 企业采用报销私家车燃油费等方式向员工发放的交通补贴，扣除一定标准的公务费用。
公务费用扣除标准由当地政府制定，如当地政府未制定公务费用扣除标准，按交通补贴全额的 30% 作为个人收入扣缴个人所得税。
- 员工取得的高温补助。
- 单位给员工报销的旅游费。

另外，“[国家税务总局有关负责人就取消“双薪制”计税方法答记者问](#)”指出，取消原“双薪制”计税方法只是对过时或者作废文件进行定期清理。个人取得年终加薪仍按 2005 年出台的分摊计税方法计算纳税。即，全年一次性奖金（包括年终加薪、绩效考核兑现的年薪和绩效工资）全额分摊至 12 个月的数额确定适用税率，再按规定方法计算应缴税额。

（里兆律师事务所 2009 年 09 月 18 日整理编写）

● 公安部等六部门部署加强物流、寄递渠道安全监管

日前，公安部等六部门联合下发《关于加强物流、寄递渠道安全监管工作的通知》，要求 2009 年 09 月 15 日至 10 月 08 日期间，物流运输企业、货运站（场）、客运站、国际货代企业和邮政企业、各类快递企业对运往北京的物品，按照以下要求操作：

核查登记物品及承办人信息	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 核查登记物品名称及发货人、收货人、货主的姓名、地址、身份证号码等信息。 ▪ 交寄/交运人没有随身携带身份证件的，可正常接收，但应做重点查验。
收货验视	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 严格执行收货验视制度（开包、开箱、验视内件）。 ▪ 物流运输企业、货运站（场）、客运

き個人所得税を計上しなければならない（注：現行の規定と同じ場合、この度は現行の規定を細分し整備するものである）。

- 企業が従業員に支給する通信手当では、一定の基準の業務費用を控除する。
業務費用の控除基準は現地の政府が制定し、現地政府が業務費用の控除基準を制定していない場合、通信手当で全額の 20% を個人収入とし個人所得税を源泉徴収する。
- 企業が従業員のために支払う諸免税範囲外の保険料（補助医療保険等を含む）。
- 企業が従業員のために定年退職金を引き当てる場合は、ひと月ごとに平均して割り当てたときにひと月あたり取得することになる年金。
- 企業が自家用車の燃料費を負担する等の方法で従業員に支給する交通手当では、一定基準の業務費用を控除する。
業務費用の控除基準は現地の政府が制定し、現地政府が業務費用の控除基準を制定していない場合、交通手当で全額の 30% を個人収入とし個人所得税を源泉徴収する。
- 従業員が取得する高温労働手当。
- 雇用者が従業員に代わって負担する旅費。

また、「[国家税務総局関係責任者による「二倍給与支給制度」税金計上方法を廃止することについての記者質問への回答](#)」によれば、原「二倍給与支給制度」税金計上方法の廃止は、現実に適しなくなり又は廃止された文書について定期的に見直すだけのものとした。個人所得税の年度末給与増額は 2005 年に公布された税金計上分担方法に基づき納税することになる。即ち、1 年をとおし一回限りの報酬（年末のみに給与増額すること、業績考課による年俸及び業績による給料を含む）は全額を 12 ヶ月に分担した金額により適用税率を確定し、その後所定の方法で課税額を計算する。

（里兆法律事務所が 2009 年 9 月 18 日付で作成）

● 公安部等の 6 部門が物流、郵便物配達ルート安全监管の強化を手配する

先頃、公安部等の 6 部門が「物流、郵便物配達ルート安全监管管理作業を強化することについての通知」を發布し、2009 年 9 月 15 日から 10 月 8 日までの期間中、物流輸送企業、貨物ターミナル（場）、旅客運搬ターミナル、国際貨運代理企業及び郵政企業、各種宅配企業は、北京向けの物品について、次の要求に基づき取り扱うよう求めている。

物品及び引受人の情報を確認し登記する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 物品名称及び荷送人、荷受人、荷主の氏名、住所、身分証番号等の情報を確認し登記する。 ▪ 郵送/運送依頼人が身分証を携帯していない場合、正常に受け取ることができるが、重点的に検査を行わなければならない。
荷受検査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 荷受検査制度を厳格に実施する（開封、開梱、内容物の検査）。 ▪ 物流輸送企業、貨物ターミナル（場）、旅

	<p>站和国际货代企业,对法律、行政法规规定必须办理有关手续后方可运输的货物,必须查验有关手续。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 邮政企业和各类快递企业对国家规定的禁寄物品,一律不予收寄;对不能确认安全的物品(如机电装置、粉末、不明金属、装有不明气体或液体的密闭装置等)或寄件人拒绝验视的,原则上不予收寄。
--	---

(里兆律师事务所 2009 年 09 月 16 日整理编写)

	<p>客運搬ターミナル及び国際貨運企業は、法律、行政法規の規定で必須と定められている関係手続を行った後でなければ輸送できない貨物については、必ず係る手続を検査しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 郵政企業と各種宅配企業は国が定める輸送禁止物品については、一律に取り扱ってはならず、安全性を確認できない物品(機電設備、粉末、得体の知れない金属、得体の知れない気体又は液体が充填された密閉設備等)又は発送人が検査を拒むものは、原則として取り扱わない。
--	---

(里兆法律事務所が 2009 年 9 月 16 日付で作成)

● [关于情势变更原则的简要介绍\(连载之二/共二篇\)](#)

■ 概念甄别

1. 情势变更与不可抗力的区别

- 1) 客观表现不同。不可抗力一般表现为影响合同履行的自然灾害和重大社会事件,如重大水灾、旱灾、地震、战争等。情势变更主要表现为影响合同履行的社会经济形势的剧变事件,如国家经济政策的重大调整、价格的非正常涨落、市场的异常变化等。
- 2) 适用范围不同。不可抗力适用于合同责任和侵权责任。情势变更仅适用于合同责任。
- 3) 构成要件及直接造成的后果不同。不可抗力要求不可预见、不可避免并不可克服。不可抗力发生后,导致合同全部或者部分不能履行是绝对的,此即“不可克服”。情势变更仅要求不可预见、不可避免,但其所造成的后果并非不能履行,而是表现为继续履行会对一方造成严重不公或者不能实现合同目的。
- 4) 法律后果不同。不可抗力的适用是一方不再履行或者迟延履行合同且可免责,故相对方承担了因不可抗力而产生的合同不能履行或者延迟履行的风险,其在后果上表现为风险承担。情势变更原则的适用是平衡当事人之间在履行合同过程中的利益,其在后果上表现为分担风险。
- 5) 免责情况不同。不可抗力是“当然免责”。情势变更是“裁量免责”,即情势变更原则只是赋予当事人依法请求变更或者解除合同关系并免责的权利,而最终是否变更或者解除合同并免责,取决于法院或者仲裁机构的裁量。

● [事情変更の原則についての簡潔な紹介\(連載その2/計2回連載\)](#)

■ 概念上の区別

1. 事情変更と不可抗力との違い

- 1) 客観上の表れ方が異なる。不可抗力は通常、契約の履行に影響する自然災害及び重大な社会事件として表れ、それはたとえば、重大な水害、旱魃、地震、戦争などである。事情変更は主に契約の履行に影響する社会経済情勢の激変事由として表れ、それはたとえば国家経済政策の重大な調整、価格の非正常な上昇下降、市場の異常な変化などである。
- 2) 適用範囲が異なる。不可抗力は契約責任及び権利侵害責任に適用する。事情変更は契約責任だけに適用する。
- 3) 構成要件及び直接にもたらす結果が異なる。不可抗力は予見できず、回避できず、克服できないことが求められる。不可抗力が発生した後、契約のすべて又は一部が履行できなくなるのが絶対であり、これはつまり「克服できない」ことである。事情変更は予見できず、回避できないことを求めているが、それによってもたらされる結果は履行できないということではなく、履行を継続することが一方の当事者に対して著しく不公平となり又は契約目的を実現できなくなるとして表れる。
- 4) 法律効果が異なる。不可抗力の適用は、一方の当事者が契約を以降履行せず又は履行を遅延しても免责されるため、他方当事者が不可抗力により生じる契約が履行できず又は履行が遅延することのリスクを負うことになり、その法律効果上は、リスクの負担として表れる。事情変更の原則の適用は、当事者間の契約履行過程での利益を均衡させ、その法律効果上はリスクの分担として表れる。
- 5) 免責状況が異なる。不可抗力は「当然免責」である。事情変更は「裁量免責」であり、事情変更の原則は法に準拠して契約関係を変更し又は解除し尚且つ免責を求める権利を当事者に付与するだけであり、最終的に契約を変更し

又は解除し尚且つ免責とするかどうかは、法院又は仲裁機関の裁量に委ねられる。

2. 情势变更与显失公平的區別

- 1) 主観要素不同。适用显失公平，应考虑当事人在作出民事行为时是否存在过错，如一方是否利用自己的优势或者利用对方无经验等。适用情势变更原则，要求当事人在订约时对客观环境事实的认识没有过错。
- 2) 时效制度不同。因情势变更导致继续履行合同将显失公平或者不能实现合同目的，当事人通过诉讼程序主张适用情势变更原则变更或者解除合同的，应当在合同履行期间内提出请求。如果合同已履行完毕并接受了对方给付的，则不得再主张适用此原则。显失公平的民事行为自具有撤销权的当事人知道或者应当知道撤销事由之日起的一年内，当事人随时可以提出撤销该行为的请求。
- 3) 法律后果不同。适用情势变更原则的法律后果是变更合同或者解除合同，免除当事人的履约义务和违约责任。显失公平的法律后果主要是返还财产和赔偿损失，即有过错的一方应赔偿对方因此所受的损失。

3. 情势变更与商业风险的區別

- 1) 主観要素不同。适用情势变更原则，要求当事人在订约时基于对客观环境事实的认识，无法预见到合同履行过程中客观情况的变化。对于商业风险，当事人订约时是能够预见或者应当预见到的，并且愿意冒此商业风险去从事经营活动。
- 2) 产生影响不同。情势变更一般会对合同的正常履行产生重大影响，即在客观上可能造成合同履行不能或者合同目的落空的后果，致使履行合同将对一方当事人没有意义或者造成重大损失。商业风险所产生的影响则较小，不会造成合同履行不能或者合同目的落空的后果。
- 3) 法律后果不同。适用情势变更原则的法律后果是变更合同或者解除合同，免除当事人的履约义务和违约责任。商业风险导致的法律后果则是当事人自负责任。

2. 事情変更と明らかに公平を失していることとの違い

- 1) 主観的要素が異なる。明らかに公平を失しているとする場合、当事者が民事行為を行うときに過失がなかったかどうか、たとえば、一方の当事者が自己の優位を利用し又は他方当事者の無経験を利用しなかったかどうかを考慮することになる。事情変更の原則を適用する場合、当事者は、契約締結時に客観的環境事実に対する認識に過失がなかったことが求められる。
- 2) 時効制度が異なる。事情変更により契約の履行を続けることが明らかに公平を失し又は契約目的を実現できなくなる場合、当事者は訴訟手段を通して事情変更の原則を適用し又は契約の解除を主張する場合、契約履行期間中に申立を行わなければならない。契約がすでに履行し終わり尚且つ他方当事者による給付を受け入れた場合、この原則の適用を改めて主張してはならない。明らかに公平を失した民事行為は、取消権を有する当事者が取消事由を知得し又は知得すべき日から起算して1年内は、当事者は当該行為の取消要求を随時行うことができる。
- 3) 法律効果が異なる。事情変更の原則を適用する法律効果は契約の変更又は契約の解除であり、当事者の契約履行義務及び違約責任を免除する。明らかに公平を失したとする法律効果は主に財産の返却及び損失の賠償であり、過失側が他方当事者のこれにより被った損失を賠償することになるものである。

3. 事情変更と商業リスクとの違い

- 1) 主観的要素が異なる。事情変更の原則を適用する場合、契約締結時に客観的環境事実に対する認識のもと、契約履行過程での客観的状況の変化を予見できないことが当事者に求められる。商業リスクについては、当事者が契約締結時に予見でき又は予見されるべきであり、なおかつこの商業リスクを冒すことを承知で経営活動を行うものである。
- 2) もたらされる影響が異なる。事情の変更は、通常、契約の正常な履行について重大な影響をもたらすものであり、即ち、客観上、契約の履行不能又は契約目的を達成できないという結末がもたらされることにより、契約履行が当事者の一方に対して意義がなくなり又は重大な損失をもたらすおそれがある。商業リスクの与える影響は相対的に小さく、契約の履行不能又は契約目的を達成できないという結末がもたらされることはない。
- 3) 法律効果が異なる。事情変更の原則を適用した場合の法律効果は契約の変更又は契約の解除であり、当事者の契約履行義務及び違約責任を免除する。商業リスクがもたらす法律効果は当事者が自ら責任を負う。

■ 适用要求

按照最高人民法院的要求，法院在审理案件中应**慎重适用**情势变更原则。主要表现在：

1. 全球性金融危机和国内宏观经济形势变化是一个逐步演变的过程。在演变过程中，市场主体应当对于市场风险存在一定程度的预见和判断。法院应当严格审查当事人提出的“无法预见”的主张，对于涉及石油、焦炭、有色金属等市场属性活泼、长期以来价格波动较大的大宗商品标的物以及股票、期货等风险投资型金融产品标的物的合同，更要慎重适用情势变更原则。
2. 法院在判断某种重大客观变化是否属于情势变更时，应当注意综合衡量风险类型是否属于社会一般观念上的事先无法预见、风险程度是否远远超出正常人的合理预期、风险是否可以防范和控制、交易性质是否属于通常的“高风险、高收益”范围等因素，并结合市场的具体情况，在个案中识别情势变更和商业风险。
3. 法院应遵循侧重于保护守约方的原则，公平合理地调整双方利益关系。
4. 法院适用情势变更原则审理案件，应报高级人民法院审核，必要时报请最高人民法院审核。

■ 启示

订立合同时，为防止对方滥用心势变更原则，可以考虑在合同中提示可能产生的风险。对于已经提示的风险，当事人通常不能主张适用情势变更原则。

产生诉讼时，对于对方提出的“情势变更”主张，当事人通常可以从以下角度进行反驳：（1）该风险属于正常的商业风险；（2）在签署合同时可以预见到该风险或者已在合同中提示过该风险；（3）对方对该风险的产生负有一定的责任；等等。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释（二）》

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=135559

《最高人民法院关于当前形势下审理民商事合同纠纷案件若干问题的指导意见》

■ 適用要求

最高人民法院の要求によると、法院が事案を審理する際には事情変更の原則を**慎重に適用**しなければならない。それは主に次の方面においてである。

1. 世界的金融危機及び国内マクロ経済情勢の変化は、ある意味徐々に進展変化する過程である。進展変化する過程では、市場主体は市場リスクに対してある程度の予見し判断を行っているはずである。法院は当事者が提出した「予見できない」ことの主張を厳格に審査しなければならない。石油、コークス、非鉄金属等の市場属性が活発であり、長期的に見ても価格の変動の大きい大口商品の対象物及び株、先物等のリスク投資型金融商品が対象物の契約に対しては、事情変更の原則を慎重に適用する必要がある。
2. 法院は、ある重大な客観的变化が事情変更に応当するかどうかを判断する場合、リスクの分類が社会の一般的な観念にいう事前に予見できないものであるかどうか、リスクの程度が正常な人間の適切な予期を遥かに超えるものであるかどうか、リスクは事前の防止と統制が可能かどうか、取引の性質が通常「高リスク、高収益」範囲に該当するかどうか等の要素を総合的に勘案するよう注意し、尚且つ市場の具体的な状況とあわせ、個別事案において事情変更と商業リスクを識別しなければならない。
3. 法院は契約遵守側の保護に重きを置くという原則を守り、双方の利益関係を公平且つ適切に調整しなければならない。
4. 法院が事情変更の原則を適用して事案を審理する場合、高級人民法院に審査認可を仰ぎ、必要に応じて最高人民法院に審査認可を仰がなければならない。

■ 注意事項

契約を締結する場合、他方当事者が事情変更の原則を濫用することを防止するために、契約中に発生し得るリスクを明示しておくのがよい。すでに明示したリスクに対しては、当事者は通常、事情変更の原則の適用を主張することはできない。

訴訟が発生した場合、他方当事者が行う「事情変更」の主張に対しては、当事者は通常（1）当該リスクは正常な商業リスクに該当するものであること、（2）契約締結時に当該リスクは予見できた、又はすでに契約中に当該リスクを明示していること、（3）他方当事者が当該リスクの発生に対して一定の責任があること等の視点から反駁を行うことができる。

備考：

かかる資料の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「『中華人民共和国契約法』適用の若干事項についての解釈（二）」

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=135559

「当面の状況下での民商事契約紛争審理若干事項

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136970

(里兆律师事务所 2009 年 09 月 11 日整理编写)

についての最高人民法院による指導意見」
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136970

(里兆法律事務所が 2009 年 9 月 11 日付で作成)